

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人信託協会
日本貸金業協会
沖縄振興開発金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構

財務省大臣官房信用機構課長

住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進について（協力依頼）

平素から、地震保険業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当省では、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした「地震保険に関する法律」に基づき、損害保険会社と共同で「地震保険制度」を運営しています。

現状として住宅を購入する際、その多くは金融機関からの住宅ローンにより調達されているところ、住宅ローンに関しては、過去の巨大地震等発生時に、いわゆる二重ローンが度々問題となってきたところです。そして、自然災害の頻発・激甚化が進む中であって、弁済が長期間にわたる住宅ローンについては、債権者及び債務者の双方が、これまで以上に自然災害のリスクの存在を適切に認識するとともに、それらリスクへの適切な備えを事前に行うことが重要となってきたと考えられます。

この点、一般的に自然災害についての事前の備えとしては火災保険が考えられるものの、通常の火災保険では地震等の被害は免責となっているため、地震等の被害による経済的補償が受けられるのは、公的支援を除けば、「地震保険」が一般的です。

「地震保険」は、二重ローン問題等の解消に直接寄与するものではないものの、上記の現状等に鑑みれば、通常では補償できない地震等のリスクと、「地震保険」等の事前の備えの必要性につき、衡量する機会を提供できるようにする旨、その住宅ローン実行において、改めて徹底していくことは重要であることから、「地震保険に関する法律」第1条の「地震保険の普及」を図る観点より、下記の事項について協力を要請いたします。貴機関、貴協会会員金融機関等における現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 住宅ローンの実行（借換を含む）にあたり、自然災害による二重ローン問題が生じるリスク、とりわけ通常の火災保険では免責となる地震等に係るリスクについても配慮いただき、それらへの対応策の一例として、「地震保険」等の必要性についても、当該要請の趣旨を踏まえ、適切に説明するよう努めること。
なお、その説明に当たっては添付資料を参考とされたい。また、添付資料以外の資料等を使用することも差し支えない。
2. 前項の説明にあつては、「地震保険制度」の趣旨や付保割合等についても説明がなされ、地震等による万が一の際に、住宅ローン返済が履行されるものといった誤解がなされないように留意すること。
3. 債権者にあつては、支払われた保険金について、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨を踏まえた対応がなされるよう努めること。

（添付資料）

- （1）政府が支える地震保険（財務省大臣官房信用機構課）
- （2）地震保険制度について（財務省大臣官房信用機構課）
- （3）備えて安心 地震保険の話（一般社団法人日本損害保険協会）

（添付資料に係る連絡先）

財務省大臣官房信用機構課地震再保険係
電話 03-3581-4111（内線 6318、2734）

以上